

第三者評価結果

事業所名：保育園 リエッタ

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成		第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		b
<コメント> 全体的な計画は、運営方針や保育理念保育目標にもとづいて作成されており、各年齢の保育目標を漢字一文字で表しているところが特徴的です。法令で定められているところの「子どもの権利を守る」といった、果たすべき社会的な責任も、作成の根拠として掲げられています。発達についての考え方も明示され、「養護と教育が一体となり展開されるよう保育を行う」という保育所保育指針の趣旨にも触れられています。地域の実情については、駅から近く、若い世代が多いことなど、分析されています。職員は計画の作成には参画していませんが、毎年年度末に園長から示されています。		
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a
<コメント> 園内は、ビルのフロアと言う事を感じさせない木の造作になっており、灯りはダウンライトや間接照明を用い、温かで落ち着いた雰囲気です。トイレや手洗いも清潔に保たれています。大きな窓があり、採光も十分で、天井は適度な高さで音が響くと感じることもありません。各保育室は開閉式の壁などで仕切られていて独立性があり、幼児クラスではピアノも配置されています。子どもがくつろいだり落ち着ける場所については、絵本コーナーが作られ、保育室以外にも十分なスペースがあり、確保が可能です。食事や睡眠のスペースを分けてはいませんが、十分な空間が確保されています。		
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		a
<コメント> 職員は、法人の代表が推奨している「しからずに子どもと向きあえる」プログラム「ティーチャーズトレーニング」を学び、実践に生かしています。代表が法人全体で研修会を実施し、子どもへの対応の具体的な方法や、子どもとのかかわり方や、声かけの仕方など、現場の実践に繋げています。調査時の散歩に出かける場面での忘れ物を取りに戻る子どもに対する言葉かけや食事の場面で、食べるのが遅くなって残っている子どもに対する対応も、子どもの気持ちに寄りそった対応でした。一人ひとりの発達過程や家庭環境については、児童票に記録され共有されています。		
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		a
<コメント> トイレトレーニングは1才後半から始めますが、トイレトレーニングを開始するタイミングについては、園内で共有している基準があり、それに沿って個別に開始しています。保護者にも事前に書面で伝え、共有して進めています。0才児から手洗い指導や歯ブラシを実施し、習慣づけています。4、5才児のクラスでは、食事の歳には、食具は自ら選んではしを使用したり、食後には進んで歯ブラシをしてから、パジャマに着替える場面があり、子どもの主体性を尊重している様子が見られました。年長児では、就学を控えて、1月中旬から、午睡をせずに過ごしています。		
A-1-（2）-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		a
<コメント> 4、5才児では、帰りの会としてサークルタイムを実施しています。サークルタイムは、輪になって保育士と子どもが話し合いを行う活動ですが、次の日に何をするかなどを子どもたちが主体となって、自発的に決めて行っています。毎年行われる生活発表会に向けては、子どもたちが劇の内容を決めて進めていきます。天気の良い日は散歩に出かけますが、法人で畑を所持していて、園バスを利用して積極的に栽培や収穫などの活動を行っています。このような園外活動を通して、自然とのふれあいや社会活動への参加を経験する機会を得ています。		

A－1－(2)－⑤		a
【A 6】乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
<コメント>		
0才児の保育室は、ベビーベッドが置かれ、個々の睡眠に配慮されています。子どもたちの様子は落ち着いていて、かわさき保育室（1才児～3才児）から移行したプロセスからも、しっかりとした乳児保育のノウハウが確立されています。乳児クラスでは担当制がとられていて、保育士との愛着関係の形成に配慮がなされています。離乳食は川崎市の献立を使用し、4期に分けて提供されてますが、離乳計画表が作成され、見通しを持って保護者と一緒に進めることが出来ています。連絡帳はアプリを使用し、家庭との連携を図っています。		

A－1－(2)－⑥		b
【A 7】3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
<コメント>		
特に2才児の保育では、自我が確立する時期にあたり、個々の主張も大きく、研修や主任が適切にアドバイスをして対処しています。流れやリズムを整えて、「見守る」ことを実践し、子どもを受容する関わりを行っていますが、が職員自己評価からは日々の保育の中で、十分に「関わられていない」と感じている保育士もいることが伺えます。アプリの利用により、家庭との連携はしっかりと取れています。各保育室には部屋続きで清潔な雰囲気トイレや手洗いが設置され、オムツ交換はそのスペースで行われています。		

A－1－(2)－⑦		b
【A 8】3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
<コメント>		
年齢別の保育を実施していますが、1年間を通して1人が担任をするのではなく、幼児担当保育士が輪番制で担当をしています。指導計画は幼児担当保育士が話し合っクラスの様子、クラスから捉えた保育者の考え、課題に見合った次月の活動内容を計画しています。計画はⅠ期3ヶ月ごとに立てられ、月・週の計画は作成せず、日々話し合いが行われて、保育の活動を決めていくという保育方法をとっています。1年を通して保育体制や、保育内容に流動的な要素が多く、環境や活動の計画が行われていません。養護と教育両面にわたって、全体の計画や年間保育計画にある「ねらい」が見通しをもって達成出来るような経験や環境を子どもたちに提供できるような配慮が求められます。		

A－1－(2)－⑧		b
【A 9】障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
<コメント>		
園舎は段差がないようにスロープが設置され、障害への対応に配慮した整備が行われています。看護師の協力を得たり、バギーやエレベーターを使用する等の配慮もなされています。南部療育センターから助言を受けるなどの連携が取られ、個別の指導計画を立てて保育を行っています。コロナ禍でなかなか研修の機会が持てず、保育士は保護者・医療機関・専門機関とより密な連携を取ることや研修参加も必要と考えていて、発達障害への視覚的支援への配慮も、取り組む課題と認識しています。		

A－1－(2)－⑨		a
【A10】それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
<コメント>		
延長保育は7：00～7：30、18：30～19：30で、夕方は4名程度が利用し、夕食も川崎市の献立を使用して調理した食事を提供しています。受け入れや伝達には「登園表」を使用し、園内の業務用アプリとは別に、引き継ぎや登降園時の記録が残されています。加えて、職員間の引き継ぎ漏れや忘れがないよう、玄関にホワイトボードを設置して伝達事項等を記載し、保護者へ連絡を行っています。直接伝えなければならない事柄や必ず伝える事が必要な事柄については、連絡帳（保護者向けアプリ）に記載しています。		

A－1－(2)－⑩		b
【A11】小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		
<コメント>		
小学校との交流会、年長児交流会への参加（年2回）、幼保小連携会議への出席などの活動を実施することが、全体の計画に記載されています。園で指導計画として作成している「育ちの記録と計画」には、「10の姿や5領域にもとづいた計画になっているか。多面的にとらえられているか。」という注釈が付けられていますが、それに見合った内容になっていない事項も見受けられます。子どもたちがスムーズに就学できるような見通しを持った保育が望まれます。保育要録は適切に作成され、小学校への申し送りも行われています。就学に向けての保護者の質問に対しては個別で対応しています。		

A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		b
<コメント> 看護師が在籍しており、主に担任と共に乳児保育を担当しています。健康管理マニュアルはありませんが、看護師は毎日保育室を回り健康チェックを行っています。入園のしおりで健康管理に関する方針や取組が保護者に向けて伝えられ、「保健だより」を毎月発行して子どもの健康に関する情報の発信がされています。日々の子どもの健康状態や疾病の流行などは、毎日午睡時に行われる園内オンラインミーティングで共有されています。SIDS対策としては、0才児5分、1、2才児10分、幼児30分置きに呼吸のチェックを行っています。保護者に向けての情報提供までは行っていません。子どものケガについては、ヒヤリハットの事例が細やかに報告され、対策も講じられています。入園時に健康調査票を提出してもらい、予防接種歴や健康状態の把握を行っています。		
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		b
<コメント> 健康診断は0、1才児が毎月、2～5才児は隔月に実施し、歯科健診は年1回、身体測定は毎月実施しています。結果は看護師が把握して連絡帳に記載し、口頭で保護者に伝え、職員間で共有しています。看護師は毎日保育室を巡回し、子どもの健康状態を確認しています。保育所保育指針の健康領域を「ねらい」とした活動について、保育の中で取り上げられることはあまり見られず、課題においても、健康診断の結果が保育に反映されることが少なく、取組が期待されます。		
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		b
<コメント> アレルギー児に対しては、川崎市のアレルギーマニュアルを使用し対応しています。マニュアルにもとづき、医師の診断書を健康管理委員会に申請しています。除去食の提供となった子どもには、別テーブル・別トレイ・別食器で対応をしています。保護者への対応としては、月一回アレルギー面談を実施し、除去食メニューを渡して、口頭でメニューを確認しています。川崎市版の献立を使用しているため、卵の提供がなく、リスク回避に留意しています。コロナ禍でもあり、アレルギー疾患についての研修を受ける機会が少ない状況があります。		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
<コメント> 食育の計画が立てられ、クッキングの活動も行われています。食事の場所は保育室ですが、一定の距離が取られてテーブルが配置され、ゆったりと落ち着いて食事ができていました。栄養士ミーティングや給食会議を実施し、検討が行われています。4、5才児の食事の場面では、苦手な副菜を残す様子が見られました。法人で畑を所有し、園バスを利用して、栽培や収穫を行って食についての関心を深める活動を行っています。「給食だより」が毎月発行され、「楽しく食べるために」といったコラムや、食育目標、レシピの紹介、季節の情報などが掲載されています。		
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
<コメント> 保育園で導入しているアプリにより、児童の身長体重、発育状況が記録され、その記録を栄養量に反映させています。毎日行う残食調査から、子どもたちの嗜好や摂取量を把握することができ、毎日午睡時に行うミーティングには調理担当職員も参加して保育士の意見を聞き、子どもの食事について確認しています。川崎市版の献立表を使用していますが、行事食に変更することも可能で、誕生会の日には定番のメニュー（カレーライス）、クリスマスにはローストチキンを提供しています。幼児は鍋のままクラスに運び、保育士が配膳しています。衛生管理については、大規模調理の衛生マニュアルなどにもとづき実施しています。		

A-2 子育て支援

A-2-（１） 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> 日々の情報交換については、保護者向けアプリによる連絡帳を使用していますが、保護者からは、園からの返信の少なさや情報共有の不足といった意見も寄せられています。コロナ禍で困難な事もありますが、担任が流動的な分、コミュニケーションには一層細やかな配慮が必要です。園だより「リエッタだより」が保護者向けに毎月発行されており、誕生児や予定、今月のうた、おしらせなどを発信していますが、保育内容についての記載がありません。本年度は感染症の流行により、12月～3月までの間に全園児対象の個人面談を実施します。面談等の記録は児童票に記載されていました。乳児では「運動遊びの会」という保育参加の機会を設け、保護者と子どもの成長を共有する機会が持てましたが、幼児の「運動会」については、平日開催を求める意見も寄せられています。	
A-2-（２） 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 保護者アンケートによると、日々のコミュニケーションについて、情報交換や相談のしやすさ、意見や要望への対応の項目の満足度が他の項目より低くなっています。取組としては、保護者向けアプリや、動画配信などが行われていますが、重要事項説明書（入園のしおり）には、連携に関する説明がなく、どんな事がどんな方法で伝えられるのかが示されていません。担当が固定していないという園の特性を考慮すると、より一層保護者の立場に立って、積極的にコミュニケーションをとりやすい状況を用意していくことが求められます。保護者から相談があった場合は、担当、主任、園長が対応し、丁寧に答えようとする姿勢があり、記録にも残しています。	
【A19】 A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 虐待防止マニュアルがあり、虐待の早期発見に取り組んでいます。入園のしおりでは、園として、児童の人権養護と虐待防止のため責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うこと、研修実施を講じることを明示しています。利用にあたっての留意事項としても、児童への「暴力・暴言・差別」を禁止し、他児や家族への誹謗中傷を抑止することを周知しています。これまで、児童相談所から問い合わせがあったことがありましたが、特に関係機関と連携をとるようなケースはありません。虐待マニュアルにもとづく職員研修を行うのはもちろんのこと、研修に参加するなど、職員の理解や情報共有を進めることが望まれます。	

A-3 保育の質の向上

A-3-（１）保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-（１）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> 保育実践の振り返りは、期ごとにエピソード記録をもとに行われ、話し合いを経て次の活動内容につなげられています。振り返り、保育実践の改善、専門性の向上の取組に関して、個人差が大きく、不十分と感じている保育士もいます。法人の勉強会（研修）は、年3、4回土曜日に全職員が参加して実施しています。映像を見ながらのグループワークを通して保育の振り返りを行っています。保育士等の自己評価は年1～2回行われ、その都度、園長が面接を行っています。保育所全体の自己評価にはなっておらず、公表もされていません。	